

「小樽市パートナーシップ宣誓制度に関する実施要綱」

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 宣誓対象者の要件
- 第4条 宣誓の方法
- 第5条 本人確認
- 第6条 通称名の使用
- 第7条 子に関する記載
- 第8条 パートナーシップの承認
- 第9条 宣誓書記載事項の変更
- 第10条 宣誓書受領証等の再交付
- 第11条 宣誓書受領証等の返還
- 第12条 パートナーシップの承認の取消し
- 第13条 返還又は取消しに係る交付番号の公表
- 第14条 宣誓書の保存
- 第15条 自治体間での相互利用
- 第16条 周知啓発
- 第17条 委任
- 附則

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的指向や性の自認が多様であることを理解し、ジェンダー平等の精神に則り、全ての市民の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現を目指すため、パートナーシップにある二人を公的に承認する制度を設け、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティ（性自認が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいう。）である二人が、互いの人権を尊重し、日常生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が宣誓日当日において民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 宣誓日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある場合を含む。）をしていないこと又は宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が、市職員の立会いの下、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入の上、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍抄本又は配偶者がいないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げる書類は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が外国籍を有する等の理由によりこれを提出できない特別の事情があると認められるときは、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。

3 市内への転入を予定している者が宣誓をしようとする場合は、当該宣誓日から3か月以内に住民票の写しその他転入の事実を確認できる書類を市長に提出しなければならない。

(本人確認)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に必要があると認める場合には、戸籍上の氏名と併せ、通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する場合は、当該通称を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓者の方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が宣誓書受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、子に関する届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）に、戸籍抄本その他宣誓者と当該子との関係及び当該子の年齢を確認できる書類並びに当該子との同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定により当該子の氏名を宣誓書受領証等に記載したときは、宣誓者は、当該子に対し、その発達段階に合わせた説明を行うとともに、当該子の意思を十分に尊重しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、第5条に規定する書類の提示を求めることができる。

(パートナーシップの承認)

第8条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者が、第3条に規定する要件を全て満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「宣誓書受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付し、双方がパートナーシップにあることを承認するものとする。

2 市長は、第6条の規定により宣誓者が通称名を使用した場合は、宣誓書受領証等に戸籍上の氏名及び通称名を記載するものとする。

3 市長は、第7条の規定により子に関する届出書が提出された場合は、宣誓書受領証等に当該子の氏名を記載するものとする。

4 市長は、宣誓日において、宣誓をしようとする者の方又は双方が市内に住所を有していない場合は、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第5号。以下「転入予定者受付票」という。）を交付し、宣誓者の双方が第4条第3項の規定により市内に住所を有することを確認したときは、転入予定者受付票と引き換えに、宣誓書の写し及び宣誓書受領証等を交付するものとする。

（宣誓書記載事項の変更）

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）に、宣誓者が交付を受けた宣誓書受領証等及び変更の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証等を交付するものとする。

3 第1項による変更のうち、子の氏名の削除を行う場合には、宣誓者双方の署名により変更届を提出しなければならない。

（宣誓書受領証等の再交付）

第10条 第8条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該宣誓書受領証等を紛失、毀損、汚損等の事由により再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 受領者は、再交付申請書を提出する際には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、交付済みの宣誓書受領証等と引き換えに宣誓書受領証等を再交付するものとする。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があると認められるときは提出を要しないものとする。

（宣誓書受領証等の返還）

第11条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）に交付された宣誓書受領証等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該宣誓書受領証等の返還を要しないものとする。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したとき又は双方が市外に転出した場合において、第15条の規定に基づく手続をしたときを除く。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

(パートナーシップの承認の取消し)

第12条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により宣誓書受領証等の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は宣誓書受領証等を不正に使用した場合は、パートナーシップの承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の場合において、宣誓者のいずれかの者に対して、パートナーシップの承認を取り消す旨を通知する。
- 3 前2項の規定によりパートナーシップの承認を取り消された者は、直ちに宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。

(返還又は取消しに係る交付番号の公表)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第11条の規定により返還され、又は前条の規定により取消しとした宣誓書受領証等の交付に係る番号を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第14条 市長は、この要綱により宣誓者から提出のあった書類を、第11条の規定により宣誓書受領証等が返還された日若しくは宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日又は第12条第2項の規定によりパートナーシップの承認の取消しを通知した日から起算して5年を経過する日までの間（以下「保存期間」という。）保存するものとする。ただし、保存期間中においても、パートナーシップの宣誓をした両者が当該書類の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(自治体間での相互利用)

第15条 受領者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体（以下「相互利用団体」という。）へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を市長に提出したときは、当該自治体においても本市が交付した宣誓書受領証等を継続して使用することができる。

- 2 相互利用団体から本市へ転入した者は、第3条第2号に規定する要件を満たし、かつ当該自治体に継続使用の手続を行ったときは、当該自治体が交付した宣誓書受領証等を本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して宣誓書受領証等を使用している者が、第11条に該当した場合又は相互利用団体以外の自治体に転出した場合は、当該宣誓書受領証等を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第10条の規定を準用するものとする。

(周知啓発)

第16条 市長は、この要綱に基づいて行われたパートナーシップの宣誓の趣旨が正しく理解され、市民一人ひとりの多様な生き方や価値観が最大限尊重されるとともに、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。